

八戸国道出張所だより Vol. 121

民有地の樹木の管理をお願いします

～道路にはみ出している樹木等の剪定、伐採を～

道路や歩道に樹木がはみ出していると、歩行者や車両の通行に支障になるほか、見通しが悪くなり交通事故を引き起こしてしまう恐れがあり大変危険です。

民有地に樹木を所有している方は、歩行者や車両が安全かつ安心して道路を利用できるよう、枝打ちや伐採など適正な管理をお願いいたします。また、立ち枯れした樹木も倒木の可能性が高く危険ですので確認と対応をお願いいたします。

「令和6年2月27日 民有地からの枝折れによる車両損傷事故(国道45号)」



倒木が直撃し破損した車両

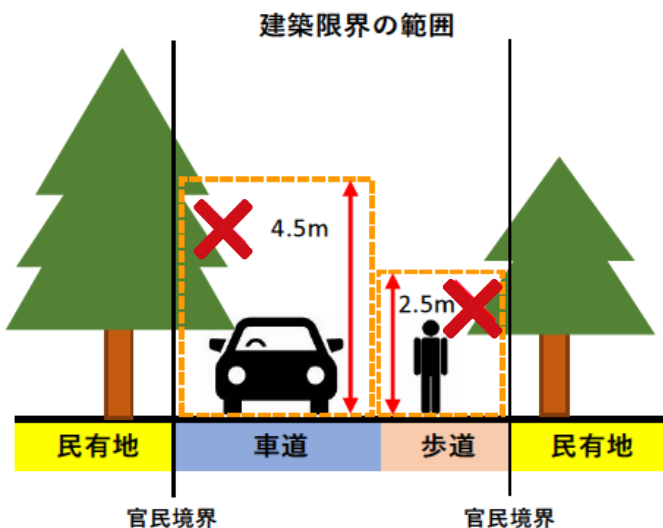
管内で発生した事案です。

雪だけではなく、これからの時季は**台風による倒木の危険**もあります。

適切な管理のご協力をお願いいたします。



雪の重みによる倒木



管理が適切に行われなかったことにより**事故が発生した場合**は、樹木の所有者等は**賠償責任を問われる事があります。**

【参考】

民法第717条、道路法第43条



伐採作業時の注意点

- ①道路上で作業を行う場合は、警察及び道路管理者への届出が必要な場合がありますので、届出の要否を確認してください。
- ②電線や電話線がある箇所の場合は危険が伴います。事前に最寄りの東北電力またはNTTに連絡し、立会いのもと行ってください。
- ③作業にあたっては、通行車両、自転車及び歩行者の安全の確保と樹木からの転落防止等に十分配慮願います。

道路の異常を発見したら

道路緊急ダイヤル #9910

全国共通 24時間受付無料